

# 業務委託仕様書

## 1 業務名

海外OTAを活用した連携事業実施業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）

## 3 業務の目的

本県が重点市場として位置付けている、繁体字圏（台湾・香港）からの個人旅行者を獲得するため、個人旅行者が旅行予約を行う上で主要な手段の一つになっている海外OTAを活用した取組みを実施することで、個人旅行者の取りこぼしを防ぎ本県への宿泊予約の増加を図る。

## 4 業務の内容

### （1）繁体字圏（台湾・香港）向けOTAサイトへの山口県特集ページ作成・掲載

- ・山口県の特集ページを作成し、繁体字圏（台湾・香港）に対し有力なOTAサイトに掲載すること。なお、特集ページに掲載する内容や、掲載時期・期間について、事前に協議の上決定すること。
- ・ターゲットは、繁体字圏（台湾・香港）のFIT層とすること。
- ・当該特集ページには本県の魅力が伝わるような情報を掲載し、予約獲得に繋げる工夫をすること。
- ・山口県内における周遊を促進することにより、滞在時間・観光消費額の増加を図るため、OTAサイト内に掲載されている宿泊施設や県内の体験コンテンツを紹介すること。
- ・当該特集ページは、中国語（繁体字）での掲載とすること。翻訳内容は中国語（繁体字）を母国語とし、かつ日本語を解する翻訳者2名以上による確認を行い翻訳の正確性を確保すること。

### （2）対象市場から山口県への個人旅行者の宿泊予約を促進する独自提案

上記（1）以外で繁体字圏における訪日旅行検討層及び海外旅行検討層に対して山口県への誘客を促進する施策を提案の上、実施すること。

ただし、実施に要する経費は上記（1）に要する費用と併せて委託料の上限の範囲内とする。

### （3）担当者会議

定期的に打ち合わせを行うこと。

#### (4) 目標KPIの設定

- ・特集ページの掲載による効果を図る目標KPIを設定すること。  
(例：掲載した特集ページのアクセス数、事業期間内におけるOTAサイトでの山口県の宿泊旅行商品の予約件数等)
- ・独自提案による効果を図る目標KPIを設定すること。
- ・目標KPIの達成状況については、中間報告および全期間の最終数値を報告すること。また、未達成となる場合、その原因分析と改善策の提示を行うこと

### 5 業務実施計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容スケジュール等）を作成し、委託者に提出する。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに委託者の承認を受ける。
- (2) 受託者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置する。同責任者はやむをえない場合を除き、業務が完了するまでの間は変更しない。

### 6 実績報告

委託業務を完了した際は、委託業務完了報告書及び事業実績報告書を提出の上、委託者の検査を受検し、契約期間内に合格し、業務を完了すること。

提出物

- ・委託業務完了報告書
- ・事業実績報告書

報告書には、OTAサイト内の本県特集ページのアクセス数など定めた指数に関する数値のほか事業期間内におけるOTAサイトでの山口県の宿泊をはじめとした旅行商品の予約件数等について把握可能な限り詳細な数値を報告すること。

※提出物については紙媒体及び電子媒体で各1部を提出すること。

### 7 著作権等の取扱い

- ・著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、委託者に帰属する。
- ・成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- ・第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応する。

### 8 委託料の支払い

原則、精算払いとし、受託者は、契約期間終了後、委託業務の成果や支出の費目別内訳等を記載した業務報告書を提出し、検査に合格したときは、委託者に委託料の支払いを請求することができる。

## 9 再委託の可否

原則として本業務を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部委託について、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。その場合、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得なければならない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

## 10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者のインバウンド全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、一般社団法人山口県観光連盟（以下、委託者という）と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 業務実施にあたっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定することとする。
- (6) 上記に関わる、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (派遣労働者等の利用時の措置)

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### (複写・複製等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

#### **(再委託の禁止)**

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

#### **(再委託に係る連帯責任)**

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

#### **(再委託先に対する管理及び監督)**

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

#### **(返還、廃棄又は消去)**

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

#### **(遵守状況に関する報告)**

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

#### **(監査等)**

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、实地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、

又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

**(事故発生時における報告等)**

第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

**(契約の解除及び損害の賠償)**

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。